

第2章 放射線モニタリングの強化

23年3月11日の東京電力（株）福島第一原子力発電所の被災事故（以下「福島原発事故」という。）を受け、府では府民の安心・安全を確保するため、環境放射線モニタリングの強化や飲料水、食品、府内農畜水産物等について放射性物質測定を実施しています。

1 環境放射線モニタリング体制の強化

府では、これまでの環境放射線監視体制を次のとおり順次強化し、福島原発事故に伴う府内への影響を調査しており、健康には全く問題のないレベルであることを情報発信しています。

①環境放射線監視テレメータシステム

府域に隣接する福井県高浜町に立地する関西電力（株）高浜発電所（以下「高浜原子力発電所」という。）の環境への影響を監視・調査するため、環境放射線の測定や環境試料の核種分析を実施しています。また、環境放射線監視テレメータシステム（ARIS）を導入し、高浜原子力発電所に係る環境放射線等の監視情報をホームページ等で提供しています。

②情報発信の強化

福島原発事故後、府ホームページに「京都府における環境放射線測定結果」を掲載するとともに、環境放射線監視テレメータシステムホームページに保健環境研究所における空間放射線連続測定データを掲載するなど、情報発信の強化を図りました。

③文部科学省水準調査の強化

府は、文部科学省の委託を受け、保健環境研究所において、空間放射線の連続測定を行っているほか、雨やちりなどの降下物等について測定を行ってきました。福島原発事故を受け、これまでの監視体制を強化し、3月18日から降下物と水道水中の放射性物質の測定を毎日実施することとし、さらに、6月13日から地上高1mにおける空間放射線測定を開始しました。

④環境放射線モニタリング体制の強化

これまで、高浜原子力発電所からの周辺環境への影響を監視するため、舞鶴市及び綾部市に設置したモニタリングポストにおいて空間放射線等モニタリングを行ってきたところですが、専門家の意見を踏まえて、23年5月にモニタリングポストを7カ所から15カ所に拡大し府内全域で測定する体制を整備しました。

また、原子力発電所事故等に対する備えや福島原発事故に係る放射性物質の府域への影響把握を更に強化するため、モニタリングポストを9カ所追加配備した上で、全体を再配置し、23カ所として、平成23年5月に強化した体制を府県境界を含めたきめ細かな監視網としてさらに強化しました。

図1-1 モニタリングポスト設置地点



2 飲料水、食品、農畜水産物等の放射性物質測定の実施

高浜原子力発電所の監視や国の委託を受けた水準調査のほかにも、飲料水については、宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場から送り出される水の放射性物質測定を実施しています。

また、府内産農畜水産物等について放射性物質測定を実施しており、これらの測定結果は全て不検出で問題なく、ホームページ等により府民への情報提供を実施しています。

なお、府内に流通する食品については、23年3月から検査を開始し、放射性物質が検出された地域で生産された農産物等に加え、子どもが口にする食品を中心に加工食品など検査対象を拡大して実施しています。検査結果については、全て公表し、府民の安心・安全の確保を図っています。

さらに、新たに放射性物質測定機器を導入し、食品等の検査体制を強化しています。

図 1-2 環境放射線測定施設

■モニタリングポスト（固定型）



保健環境研究所

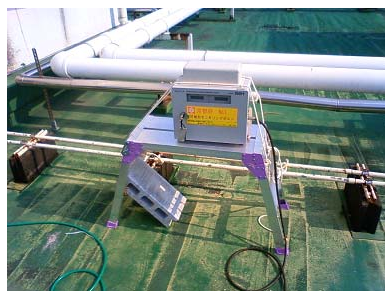


保健環境研究所

■モニタリングポスト（可搬型）



福知山総合庁舎



海洋センター



峰山総合庁舎

■モニタリングポスト（放射線測定所）



吉坂測定所



老富測定所

■放射性物質測定機器（Ge半導体検出器）



保健環境研究所